

## 第4章 施策の分野と方向

第4章では、各理念における施策の分野とその方向について述べています。

### 第1節 自然が息づくまち

本市の自然環境は、北部の下総台地やそれに切れ込んだ谷津から、南部の東京湾に面した海辺に至るまで、変化に富んでいます。しかし、都市化により緑は減少するなど、量的に豊かとはいえません。そこで、生き物たちの生息の場であるとともに市民の財産でもある自然環境を引き続き保全し、生物多様性を維持・回復することが求められています。

そのために私たちは、人は他の生き物とのつながりの中で暮らしていることの重要性を認識するとともに、自然とのより良いバランスを持続可能な方法で確保していくという考え方に立ち、地域の風土や状態を考慮しつつ、生物多様性に配慮した活動を推進していかなければなりません。併せて、生き物の生息の場として自然環境を守り育てることが求められています。

また、身近な自然を大切にするとともに、緑地や水辺などを再生していくことにより、自然とふれあうことのできる場や機会を増やし、人と自然との間に豊かな交流を保つことで人々に潤いと安らぎをもたらすことが大切です。さらに、身近な自然の恵みを実感するためには、都市農業や水産業の振興も重要な要素となります。

私たちは、多様な自然及びそこに生息する生き物と相互に良好な関係を保ち、自然環境の保全再生を行うとともに、自然とのふれあいつくりを推進し、自然が息づくまちをつくります。



春木川上流で泳ぐ鴨

## (1) 自然環境の保全再生

### ア 生物多様性の保全再生

#### (ア) 目標

多様な生き物が関わり合う自然環境の確保

#### (イ) 取り組みの方針

- ・自然環境の実態を把握する
- ・地域固有の生物多様性を保全再生する
- ・生物多様性の考え方をあらゆる主体に浸透させる
- ・生物多様性の保全と持続可能な利用についての地域戦略を整備する

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●生物多様性についての理解を深めます。	●生物多様性に配慮した事業活動を行います。	●生物多様性に関する地域戦略を策定し、推進します。

### イ 生き物の生息の場の保全再生

#### (ア) 目標

生き物が生息できる場所の確保

#### (イ) 取り組みの方針

- ・緑地（山林、斜面林等）を保全する
- ・水辺、湿地、干潟等を保全再生する
- ・ビオトープなど自然環境の再生を図る
- ・開発に際しては、自然環境に配慮する

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●緑地の保全に協力します。	●開発に際しては、自然環境に配慮します。	●緑地の保全を推進します。

## (2) 自然とのふれあいづくり

### ア 水や緑とのふれあいの場の確保

#### (ア) 目標

身近に自然を感じる公園等や水辺空間の創造

#### (イ) 取り組みの方針

- ・ 緑豊かな魅力ある公園等を整備する
- ・ 民有地や公共施設などの緑化を促進する
- ・ 動植物園や自然博物館等の利活用を進める
- ・ 巨木・クロマツの保全に配慮する
- ・ 川や海とふれあえる施設を整備する
- ・ 多自然川づくりによる河川整備を推進する
- ・ 関係機関と連携して三番瀬の再生に努める

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●公園等や河川敷の維持管理活動に協力します。	●敷地内の緑化を推進します。	●学校や公共施設の敷地内の緑化を推進します。

### イ 都市農業の振興

#### (ア) 目標

環境に配慮し、市民が身近に感じる農業の持続的な営み

#### (イ) 取り組みの方針

- ・ 減農薬・減化学肥料など環境に配慮した農業を推進する
- ・ 市川産農産物の普及など活力に満ちた農業を推進する
- ・ 市民農園の運営を通して市民に親しまれる農業を推進する

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●都市農業に対する理解を深め、地産地消を心がけます。	●減農薬による農業を行います。	●市民農園等の充実を図ります。

## ウ 都市型水産業の振興

### (ア) 目標

水産物が健全に生育し、地場産業として理解される水産業の確立

### (イ) 取り組みの方針

- 水産物の生育保護の取り組みを促進する
- 水産業と一体となった親水空間の整備を推進する
- 地元水産物の産業を振興する

### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●地元水産物の購入を心がけます。	●地元水産物の安定した供給に努めます。	●水産業と一体となった親水空間を整備します。



斜面林と水田の風景

## 第2節 地球にやさしいまち

地球温暖化による気候変動の影響は既に世界各地で顕在化していますが、国家間での短期的利害が一致しないことなどから、現在、京都議定書の約束期間後の国際的な枠組みについて、国際交渉の場では根気を要する議論が続けられています。

我が国においては、京都議定書で定められた第一約束期間における6%削減約束の確実な達成を目指すとともに、期間後も長期目標「2050年までに80%の温室効果ガスの削減を目指す」を念頭におきつつ、COP17の成果も踏まえながら、国内における排出削減対策、吸収源対策を引き続き積極的に推進していくとしています。

一方で、我が国の温室効果ガス排出量は、平成21年度では京都議定書の基準年と比べて4.1%減少しましたが、平成23年度以降は、原子力発電所の事故の影響を受け、火力発電による温室効果ガス排出量の増加が見込まれ、京都議定書の目標達成は予断を許さない状況となっています。

今後については、エネルギー・環境会議が策定した基本方針(平成23年12月)のなかで、原子力発電への依存度を低減するとともに、新たなエネルギーシステムの実現に向けて地域毎にエネルギーを作りその地域で使うという分散型エネルギーへの転換を目指していくことなどが示されています。このため、これまでの大量のエネルギー消費型の社会経済、とりわけ深夜化が進んだ私たちのライフスタイルやビジネススタイルについて、地球温暖化対策の観点から、持続可能なものへと見直していくことが必要となっています。

また、本市における温室効果ガス排出量は、平成2年から平成18年までの期間では、製造事業所の減少などにより大幅に減少しましたが、家庭や運輸の部門からの排出量は増加傾向にあり、特にこれらの部門への対応が重要となっています。

これらのことから、地球温暖化対策については、その影響が将来の世代にまで関わることを理解するとともに、市民一人ひとりが自らの課題として認識し、市民(市民団体を含む)・事業者・市のそれぞれが積極的に温室効果ガスの排出削減、再生可能エネルギーの利用、緑の保全による二酸化炭素吸収源対策の推進などに取り組んでいかなければなりません。

さらに、様々な主体が地域協議会等への参加を通じて、連携・協働して取り組んでいくことが必要となっています。

このほかにも、地球温暖化をはじめとする様々な地球環境問題は、自然環境への影響を始め、生活環境の保全、資源の枯渇問題、廃棄物に関する取り組みなどあらゆる環境分野と密接に関連しているため、俯瞰的な視野を持ち、総合的に取り組みを進めていくことが求められています。

私たちは、地球環境の保全を自らの課題と認識して積極的に取り組み、地球温暖化問題への対策等を推進し、地球にやさしいまちをつくります。

## (1)地球温暖化への対策

### ア 温室効果ガスの排出削減

#### (ア) 目標

温室効果ガス排出量の積極的な削減

#### (イ) 取り組みの方針

- ・日常生活における温室効果ガスの排出削減を促進する
- ・事業活動における温室効果ガスの排出削減を促進する
- ・住宅やビルなどの建築物の省エネルギー性能の向上を促進する
- ・地球温暖化対策を計画的に推進する

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●日常生活における省エネルギーに取り組めます。	●事業活動における省エネルギーに取り組めます。	●公共施設での省エネルギーに取り組めます。

### イ 再生可能エネルギー利用の推進

#### (ア) 目標

環境に配慮した再生可能エネルギーの利用

#### (イ) 取り組みの方針

- ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備の普及を促進する
- ・公共施設に再生可能エネルギー設備の導入を図る

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●再生可能エネルギー設備の設置に努めます。	●再生可能エネルギーの利用や関連する製品・サービスの提供に努めます。	●再生可能エネルギー設備の導入に努めます。

## ウ 二酸化炭素吸収源対策の推進

### (ア) 目標

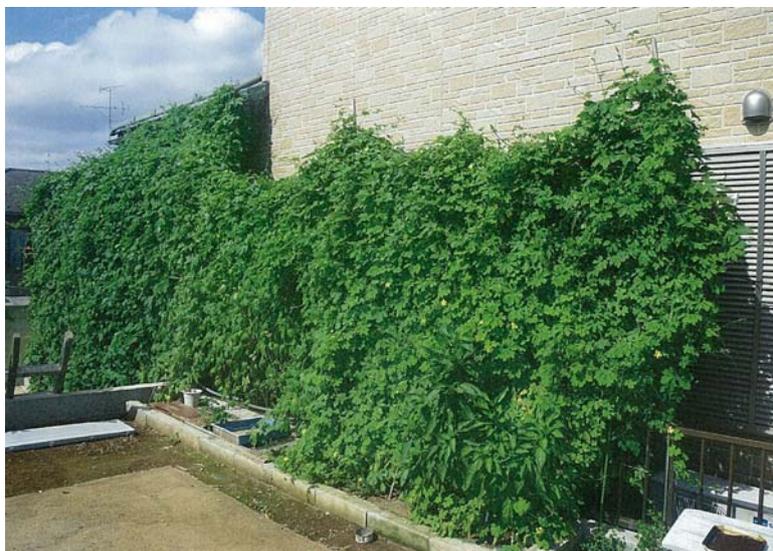
緑の保全による二酸化炭素吸収源対策の推進

### (イ) 取り組みの方針

- ・山林や斜面林等を保全する（地球温暖化対策）
- ・公園や公共施設内の緑化を推進する（地球温暖化対策）
- ・屋上、壁面緑化を促進する（地球温暖化対策）
- ・森林保護に関する啓発を推進する（地球温暖化対策）

### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●生垣や壁面などの緑化に努めます。	●屋上や壁面などの緑化に努めます。	●緑化の推進や再生紙など森林保護に関連する製品の購入等について啓発します。



緑のカーテン

## (2)その他の地球環境の保全

### ア その他の地球環境の保全

#### (ア) 目標

地域活動による地球環境への貢献

#### (イ) 取り組みの方針

- ・酸性雨の原因物質の排出抑制を促進する
- ・オゾン層を破壊するフロン類の排出抑制を促進する
- ・地球環境問題の情報を収集し、提供する

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●地球環境問題に関する理解を深めます。	●フロン類の適正処理など地球環境保全への取り組みに努めます。	●地球環境の保全に関する情報の提供と啓発に努めます。

### 第3節 健やかに暮らせるまち

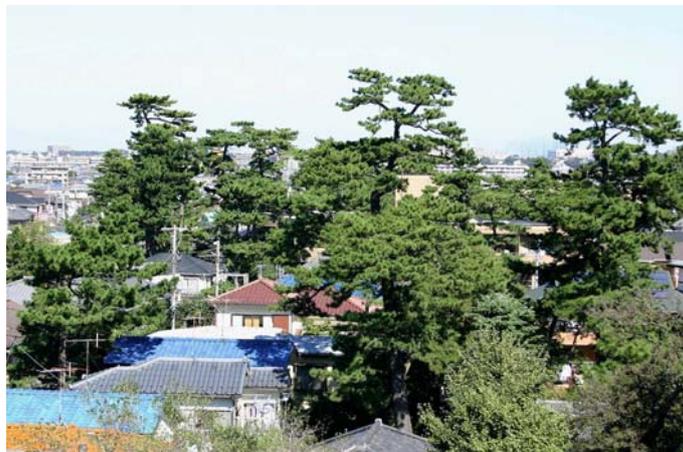
私たちは、大気や水など周囲の生活環境が健全に保たれていることにより、健やかに暮らしていくことができます。しかしながら、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁など都市生活型の環境問題に加え、近年では産業の高度化に伴い排出される化学物質などによる環境や人体への影響も懸念されています。経年的には、大気汚染の状況や河川の水質などは改善の傾向にありますが、光化学オキシダントのようにいまだに環境基準を達成していない項目もあり、更なる改善への取り組みが必要です。

快適で住みよい環境を実現するためには、現況を把握し、環境負荷の低減を図るとともに、市民の生活環境の保全に関する意識を高め、行動につなげていくことが大切です。

また、市街地のクロマツをはじめとする良好な景観の保全・形成、下水道の整備、治水対策の推進、交通の円滑化（交通渋滞の解消）などにおいて、環境の保全及び創造の視点に配慮したまちづくりを進めていくとともに、ヒートアイランド現象や日照問題、風害、環境美化にも対応していくことが求められています。

東日本大震災に伴う原子力発電所事故由来の放射性物質が生活環境に及ぼす影響については、引き続き、その低減対策を進めていくことが重要です。また、空間放射線量等の調査を実施し、その動向を監視していくとともに、市民に分かりやすく情報を提供していく必要があります。さらには、今後の国における対応や検討状況等を踏まえ、迅速かつ的確に対応し、市民の健康や生活環境に及ぼす影響を低減していくことが大切です。

私たちは、大気や水、土壌などを良好な状態に保持し、快適な生活環境を保全し、健やかに暮らせるまちをつくりまします。



クロマツとまち並み

## (1)生活環境の保全

### ア 大気環境の保全

#### (ア) 目標

深呼吸したくなる大気の確保

#### (イ) 取り組みの方針

- ・工場などの固定発生源に対する規制・指導を行う
- ・自動車などの移動発生源対策を促進する
- ・大気環境の監視体制を充実し、情報提供を行う

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●自家用車の利用を控えるよう努めます。	●大気汚染物質の排出抑制に努めます。	●大気環境の監視及び情報の提供を行います。

### イ 水環境の保全

#### (ア) 目標

水のきれいさの確保

#### (イ) 取り組みの方針

- ・工場などからの排水に対する規制・指導を行う
- ・生活排水対策を推進する
- ・水環境の監視体制を充実し、情報提供を行う

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●家庭でできる生活排水対策を実践します。	●事業系排水の適正な処理を行います。	●水環境の監視及び情報の提供を行います。

## ウ 地質環境の保全

### (ア) 目標

良好な地質環境の確保

### (イ) 取り組みの方針

- ・工場などの土壌汚染対策に関する規制・指導を行う
- ・地下水の調査と採取に関する規制・指導を行う
- ・地盤沈下や地下水汚染の実態を把握する
- ・湧水の保全対策を推進する

### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●地質環境の保全に関する理解を深めます。	●有害物質の地下への漏洩防止に努めます。	●地下水の水質調査を定期的に実施します。

## エ 騒音、振動及び悪臭の防止

### (ア) 目標

まちの静けさとさわやかな空気の確保

### (イ) 取り組みの方針

- ・工場などからの騒音、振動及び悪臭に対する規制・指導を行う
- ・建設作業における騒音や振動に対する規制・指導を行う
- ・道路交通における騒音や振動の調査を充実する
- ・日常生活から発生する騒音や振動及び悪臭に対する近隣への配慮などを促進する

### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●日常生活から発生する音や臭い <sup>にお</sup> について近隣に配慮します。	●事業活動や建設作業において、騒音や振動の低減に努めます。	●騒音や振動に関する調査や指導を行います。

## オ 化学物質等の適正な管理

### (ア) 目標

化学物質等による環境汚染の防止

### (イ) 取り組みの方針

- ・化学物質等の使用及び排出の実態を把握し、適正な管理についての助言や指導を行う
- ・化学物質等に関する情報を提供し、リスクコミュニケーションの推進を図る

### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●化学物質に関する正しい知識を身に付けます。	●化学物質の排出量の削減に努めます。	●化学物質に関する情報を分かりやすく提供します。

## カ 環境にやさしいまちづくり

### (ア) 目標

環境に配慮した魅力あるまちづくり

### (イ) 取り組みの方針

- ・緑や水を生かした景観を形成する
- ・暮らしと調和する景観を形成する
- ・下水道の整備を推進する
- ・調節池や雨水排水施設の整備など浸水対策を推進する
- ・保水・遊水・貯留浸透機能の向上を促進する
- ・道路網の整備など円滑な交通処理の実現を図る
- ・公共交通の利用を促進する
- ・歩行者及び自転車の空間の確保を図る
- ・環境美化の推進を図る
- ・生活環境に影響を及ぼす新たな問題について調査・研究を進める

### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●環境に配慮した街づくりに対する理解を深めます。	●地域の景観づくりに協力します。	●下水道や都市計画道路の整備を進めます。

## キ 放射線量低減対策の推進

### (ア) 目標

原子力発電所事故由来放射性物質が生活環境に及ぼす影響の低減

### (イ) 取り組みの方針

- ・空間放射線量等の調査を実施し、結果を公表する
- ・公共施設などの放射線量の低減対策に取り組む
- ・民有地などに対して低減の取り組みを要請する
- ・今後の動向等を踏まえ、取り組みを見直す

### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●市の取り組みに協力します。	●「市川市の放射線量低減の取り組みに係る基本方針」に沿った取り組みに協力します。	●「市川市放射線量低減実施計画」に基づき、年間被ばく線量の低減対策に取り組めます。

## 第4節 資源を大切にすまち

清掃行政の目的が、廃棄物の処理のみならず循環型社会の構築に重点を置いたものになってきたことを踏まえて、本市では、家庭ごみと資源物の12分別収集の導入やマイバッグ運動の展開などの様々な取り組みを進め、ごみの減量と資源化の推進に一定の成果を挙げています。

一方で、少子高齢化の進展などの社会経済情勢の変化に加え、世界的な資源の制約や地球環境問題への対応の必要性から、資源循環への取り組みの重要性は増し、同時に廃棄物処理に伴う環境負荷の更なる低減が求められています。

廃棄物処理に伴う環境負荷を低減するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を適切に分担して、廃棄物の発生抑制（Reduce）を十分に行い、廃棄物のうち再使用（Reuse）できるものや再生利用（Recycle）できるものは、資源やエネルギーとして回収するという、3R（スリーアール）に関する取り組みの強化が求められています。発生抑制の具体的な取り組みとして、ごみとなるものの受け取りの拒否（Refuse）や壊れたものを修理して使うこと（Repair）なども大切です。

また、どうしても不要なものとして排出される廃棄物については、不適正な排出や不法投棄を防止し、効率性と安定性を確保した適正な処理を行うことが必要です。

私たちは、資源の消費抑制と健全な資源循環を確保し、市民・事業者との協働の下に3Rを推進するとともに、廃棄物の適正処理を推進し、資源を大切にすまちをつくります。



市川市クリーンセンター

## (1) 3Rの推進

### ア 廃棄物の発生及び排出の抑制

#### (ア) 目標

廃棄物の排出が少ない市民生活や事業活動への転換

#### (イ) 取り組みの方針

- ・ライフスタイルの変革による廃棄物の減量を促進する
- ・リユース（再使用）を促進する
- ・事業系ごみの減量を促進する
- ・製造段階から廃棄物の減量や再資源化を考えたサイクルの構築を促進する
- ・廃棄物の発生を抑制する経済的手法を検討する

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●ごみの発生の少ないライフスタイルを実践します。	●事業系ごみの減量を推進します。	●ごみの減量に関する市民等の意識を高めます。

### イ 資源の循環的な利用の推進

#### (ア) 目標

できる限り再び資源として利用する循環システムの形成

#### (イ) 取り組みの方針

- ・資源回収を推進する
- ・製造・販売事業者による再資源化への取り組みを促進する
- ・事業系ごみの再資源化を促進する

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●資源の回収に協力します。	●事業系ごみの再資源化に努めます。	●資源回収を推進し、資源化率の向上を図ります。

## (2) 廃棄物の適正処理の推進

### ア 廃棄物の適正処理の確保

#### (ア) 目標

家庭ごみの分別排出と事業系ごみの適正処理の徹底

#### (イ) 取り組みの方針

- ・家庭ごみの分別排出を促進する
- ・事業系ごみの適正処理を促進する
- ・廃棄物の不法投棄対策を推進する

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●資源物とごみの分別排出に協力します。	●事業系ごみを適正に処理します。	●不法投棄を監視し、未然防止を図ります。

### イ 一般廃棄物処理体制の整備

#### (ア) 目標

効率的で安定した廃棄物処理体制の確立

#### (イ) 取り組みの方針

- ・一般廃棄物の収集運搬体制の最適化を図る
- ・一般廃棄物処理施設の適切な施設運営を行う
- ・一般廃棄物処理施設の計画的な設備等の修繕・更新を行う
- ・次期クリーンセンターの建設計画の検討を進める
- ・焼却灰等の再資源化と最終処分先の安定確保を図る
- ・し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を推進する

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●廃棄物処理に対する理解を深めます。	●廃棄物処理体制の整備に関する施策に協力します。	●廃棄物処理施設を適切に維持管理します。

## 第5節 環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち

私たちは環境の中で生き、その恵みを受けながら経済的、社会的、文化的な活動を営んでいますが、他方、こうした活動から発生する環境負荷の積み重ねが様々な環境問題を起こしています。

私たちは、身近な生活環境から地球環境まで、良好な環境を守り、未来に引き継いでいくために、家庭で、地域で、職場で、市民活動の中で、環境の保全及び創造に取り組んでいかなければなりません。

このような取り組みが進むよう、環境に対する意識を高めるとともに、取り組みを進めるための仕組みづくりが求められています。このため、学校教育のみならず、消費者教育、職場の教育、地域活動等を通じた環境に対する学習を推進するとともに、取り組みに携わる人材を育成していくことが大切です。

また、環境活動の輪を広げるためには、活動を支えるための仕組みとして、環境と社会や暮らしとのつながりを実感する体験学習の実施や情報の提供、市民活動団体との連携・支援のほか、自発的な行動を促進する役割を担う人(ファシリテーター)や組織間の調整等の役割を担う人(コーディネーター)などの人材育成も必要です。

さらには、持続可能な社会の形成に向けて、環境対策を経済発展の制約要因ではなく、新たな成長要因と捉え、環境の保全と経済の活性化が両立するようなまちづくりを目指していくことも大切です。すなわち、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」の実現に向けて、事業者には環境に配慮した商品やサービスの提供が、消費者にはそのような環境価値を積極的に評価して需要を作り出す消費行動が求められています。そして、市には率先して環境配慮行動を行うとともに、事業者・消費者のこのような行動を促進していく役割が求められています。

このように、様々な主体がその役割に応じて環境活動を行うことは、活動の場の確保を通じた人々のライフワークや地域経済の活性化にもつながり、活力あふれるまちづくりにも役立つものです。

私たちは、暮らしや事業活動と環境との関わりについて学び、環境と経済の両立を図りつつ、さらには自発的な環境活動への参加を促進することにより、市民（市民活動団体を含む）、事業者、行政などがより良い環境の実現に向けて協力し合うパートナーシップ社会の構築を通して、環境をみんなで守り育てる活力あふれるまちをつくりまします。

## (1)環境学習の推進

### ア 環境学習の実施

#### (ア) 目標

環境との関わりについて学ぶ機会の充実

#### (イ) 取り組みの方針

- ・学校教育における環境学習を充実する
- ・地域での活動を通じた環境学習の充実を図る
- ・暮らしや事業活動に結びつけた環境学習を推進する

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●生活と関連する様々な環境問題について学びます。	●事業活動と関連する様々な環境問題について学びます。	●環境に関する講座を開催します。

### イ 環境学習推進体制の整備

#### (ア) 目標

環境を学ぶ仕組みの確立

#### (イ) 取り組みの方針

- ・環境学習に関する支援体制を整備する
- ・環境活動の指導者づくりを推進する
- ・環境学習から自主的な環境活動への進展を促進する

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●環境活動を実践するための能力を身に付けるよう努めます。	●環境活動を支援できる人材等を養成し、環境学習の推進に貢献します。	●自主的な環境活動を支援します。

## (2) 環境活動への参加の促進

### ア 環境情報の提供

#### (ア) 目標

環境情報の収集と分かりやすく提供する体制の確立

#### (イ) 取り組みの方針

- ・ 環境に関する情報を体系的に収集・整理する
- ・ 環境に関する情報を様々な手段で分かりやすく提供する
- ・ 市民・事業者と環境に関する情報の共有を促進する

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
● 広報紙や Web ページの環境情報を活用します。	● 環境に関する情報の収集と提供を行います。	● 広報紙や Web ページに環境情報を掲載します。

### イ 環境に配慮した活動の促進

#### (ア) 目標

あらゆる段階での環境に配慮した活動の促進

#### (イ) 取り組みの方針

- ・ 環境に配慮したライフスタイルを促進する
- ・ 環境に配慮した事業活動を促進する
- ・ 環境マネジメントシステムの導入を促進する
- ・ 地域での環境保全活動への参加を促進する
- ・ グリーン購入の促進など、環境配慮型市場の拡大を図る

#### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
● 環境配慮型の製品やサービスの購入など、環境に配慮したライフスタイルに取り組みます。	● 環境配慮型の製品やサービスの提供などを通して、事業活動における環境負荷の低減に努めます。	● 率先してグリーン購入に努めるとともに、環境保全活動を支援します。

## ウ 協働による環境活動の推進

### (ア) 目標

環境活動に協働で取り組む社会の実現

### (イ) 取り組みの方針

- ・市民活動団体（ボランティア団体やNPO等）への支援を行う
- ・市民活動団体などの交流や連携を促進する
- ・参加型の環境に配慮した活動を促進する
- ・県や他の近隣自治体などとの連携を図る

### (ウ) 市民・事業者・市の主な取り組み

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
●市民活動団体の環境活動への理解と協力を努めます。	●環境イベントに参加し、他団体等との連携を図ります。	●参加者相互の協働を促す環境イベントを開催します。



エコライフ推進員の啓発